

令和5年度 第1回 松戸市景観審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年7月5日(水) 午前10時15分から11時45分まで
- 2 場 所 松戸市役所 新館5階 市民サロン
- 3 出席委員 池邊 このみ 会長 阿部 貴弘 委員
田邊 学 委員 宇津宮 巨一 委員 入江 和彦 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 事務局 街づくり部 小倉部長、本多審議監
都市計画課 湯浅課長、河村専門監 他担当者5名
- 7 議 題 (1) 松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における
良好な景観の形成に係る調査審議事項について
①「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討について
報告事項
・松戸市景観表彰について
・松戸駅周辺公共サイン整備計画について
・松戸市景観アドバイザー会議 事業完了案件の報告
- 8 配布資料 次第 松戸市景観審議会委員名簿
資料1「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討について
- 9 会議経過 開 会
① 新委員の紹介(阿部委員、宇津宮委員)
② 小倉部長 挨拶
③ 会議開催要件の確認
委員5名出席により成立
④ 会議の議事録署名人の確認
委員名簿順により、「宇津宮委員」に確定
⑤ 会長の選出
委員の互選により、「池邊委員」を会長に選出
⑥ 会長の職務代理の指名
池邊会長より「阿部委員」を指名
⑦ 議題及び配布資料の確認
⑧ 会議公開に関する確認
松戸市景観条例等施行規則第18条第5項の規定により公開とする
⑨ 傍聴者の有無に関する確認
傍聴者なし
⑩ 議 事
閉 会 (午前11時45分)
- 10 議 事 録 別紙のとおり

令和5年度 第1回 松戸市景観審議会 議事録

事務局 菊地主査)

定刻となりましたので、「令和5年度 第1回 松戸市景観審議会」を開催させていただきます。本日の進行役を務めます、審議会事務局の都市計画課の菊地と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、新しい委員2名の方をご紹介します。お手元に配布しております「松戸市景観審議会委員名簿」をご覧ください。

お一人目でございますが、「学識経験者」といたしまして、「阿部 貴弘」様に委員をお引き受けいただきました。阿部委員、どうぞよろしくお願いいたします。

お二人目でございますが、「専門技術者（建築）」といたしまして、「宇津宮 巨一」様に委員をお引き受けいただきました。宇津宮委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手もとの次第に基づきまして進めさせていただきます。

ここで、本来でしたら、市長からご挨拶するところですが、他の公務のため出席が叶いませぬので、市長の代理として、街づくり部長よりご挨拶申し上げます。街づくり部長、よろしくお願いいたします。

街づくり部 小倉部長)

街づくり部長の小倉と申します。本日は、お忙しい中、令和5年度第1回景観審議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

昨年度は、松戸駅周辺の屋外広告物景観について、ワークショップ等を開催し、市の顔にふさわしい松戸駅前の景観づくりの方向性などについて、本審議会にてご審議をいただき、「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」を3月にとりまとめたところです。今後は、本ガイドラインの実効性を高めるための、松戸駅周辺地区における屋外広告物の景観誘導の仕組みづくりに関して、ご審議をいただくこととしておりますので、委員の皆様のご忌憚ないご意見を賜りますと幸いです。

本市の景観形成に関し、多大なるお力添えを頂き、感謝申し上げますとともに、簡単ではございますが、私からのご挨拶といたします。

事務局 菊地主査)

ありがとうございました。

本日の審議会でございますが、審議会委員5名全員のご出席をいただいております。

従いまして、松戸市景観条例等施行規則第18条第2項に基づきます、開催要件「委員の過半数の出席」の規定を満たしておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

本日の会議は、審議会の議事録作成のための補助資料として録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。議事録の確認・署名につきましては、名簿順の輪番制により「宇津宮委員」をお願いいたします。

続きまして、議事の進行にあたりまして、松戸市景観条例等施行規則第17条第1項に基づきまして、「審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定されております。また、同施行規則第18条第1項に「審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。」とされておりますので、今後の議事進行にあたりまして、会長の選任をお願いいたします。

田邊委員)

ぜひ池邊先生に、これからも引き続きよろしく申し上げます。

事務局 菊地主査)

委員の皆様から、池邊委員に会長をお願いできればというご発言がございましたが、池邊委員いかがでしょうか。

池邊会長)

私でよろしければ、お引き受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員一同)

異議なし

事務局 菊地主査)

ありがとうございました。それでは松戸市景観審議会の会長を、池邊委員にお願いいたします。

続きまして、松戸市景観条例等施行規則第17条第3項に基づく会長の職務代理についてのご確認です。

本条項によりますと、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するとの規定がございます。ここで池邊会長よりご指名をいただければと思いますので、池邊会長お願いいたします。

池邊会長)

はい。新任の委員でいらっしゃいますが、阿部委員が、景観に関しての造詣が非常に深いということで、ぜひ阿部委員にお引き受けいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

阿部委員)

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

事務局 菊地主査)

よろしくお願いいたします。それではこの後の進行につきまして、池邊会長よろしくお願いいたします。

池邊会長)

それでは改めまして、本日から2年間ということで皆様よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事の進行を務めさせていただきます。本審議会の議題について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 菊地主査)

審議会の議題についてご説明いたします。

本日の議題は、議題(1)松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づき、本市における良好な景観の形成に関わる調査審議事項について、①松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドラインの運用に向けた検討についてとしております。

あわせて配布資料について確認をさせていただきます。資料といたしまして、松戸市景観審議会委員名

簿、次第、資料 1 松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドラインの運用に向けた検討について、以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

池邊会長)

続きまして、松戸市景観条例等施行規則第 18 条第 5 項の規定により、審議会の会議は公開を原則とする。ただし、審議会において会議を公開しないと認めたときはこの限りではないとあります。

本日の審議会は内容的に公開とさせていただいて問題ないと思いますが皆様ご異議はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

委員一同)

異議なし

池邊会長)

それではご異議がないようでございますので、本日の会議は公開とさせていただきます。

では、総会の議題における傍聴について事務局に報告をお願いいたします。

事務局 菊地主査)

本日の傍聴の申し出について報告いたします。

傍聴の申し出はございません。

池邊会長)

ありがとうございます。

傍聴について、内容的に今ちょうど駅前のこととかやっているの、ぜひ傍聴していただきたいと思うのですけれども、なかなかこういうものは傍聴にこられないようですね。どこの市でも同じですけれども、なかなかしていただけません。それはしょうがないのかなというふうに思います。

それでは早速議事に移りたいと思います。

議題(1)の①松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドラインの運用に向けた検討について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 岩原主査)

松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドラインの運用に向けた検討についてご説明をさせていただきます。

都市計画課の岩原と申します。よろしくお願いいたします。

昨年度の検討から、時間も経過しましたので、また、新しい委員の方もいらっしゃいますので、昨年度のふりかえりも含めましてご説明をさせていただきます。

「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の検討については、令和4年度より開始しております。

きっかけとして、松戸駅東口、西口周辺エリアの景観については、市民アンケートなど折々で、薄暗い、雑多、治安が悪い、といったマイナスのイメージのご意見を頂戴する機会が多かったため、特に、商業地域である駅前エリアの、屋外広告物景観に着目して、にぎわいの中にも秩序や品格が感じられる景観を目指すため、松戸駅周辺の良好な景観形成に向けた検討を行うことといたしました。

昨年は、一般市民の方、学生、商業関係者を交えたワークショップでの検討をベースとして、関係者ヒアリング、現況調査、他都市事例調査等を行い、屋外広告物を取り巻く関係者の視点であったり、屋外広告物の潮流、実現に向けた効果的な活用方策といった、新たな視点を追加するといった形で、屋外広告物を誘導していくための方針や配慮事項を検討し、その成果をガイドラインとしてとりまとめました。

ワークショップの開催結果や、屋外広告物を取り巻く関係者のヒアリングの実施結果について、景観審議会の方に報告させていただき、検討を進めてきましたが、今年、2月17日に開催しました令和4年度第4回景観審議会において、令和4年度の検討結果について、会長より市へ答申を頂いております。

なお、令和5年度は、市長より会長へ「『松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン』の運用に向けた検討について」諮問をしております。今後は、景観条例における地区の指定や手続きの位置づけ、景観計画における誘導基準等を定めるための検討を予定しております。

なお、このガイドラインは、今後景観条例の一部改正、景観計画の改定により、運用を開始した際、窓口等に配置して民間向けのパンフレットとして活用していく想定をしておりますので、今後の検討を進めていく中で内容を見直してまいります。

ガイドラインは、基本編、ルール編、実現編の3つで構成していて、基本編は、ガイドラインの目的や位置づけ、松戸駅周辺地区の景観形成の方針や広告物景観に関する基本的考え方を記載しています。

ルール編は、屋外広告物を掲出する側から見て活用しやすさを考慮し、駅周辺共通の配慮事項に加えてエリア別の特性に応じた配慮事項を記載し、併せて、千葉県屋外広告物条例のルールも紹介しています。

実現編は、ガイドラインで定めるルールと合わせて、ワークショップで出た意見を参考に、屋外広告物を取り巻く各主体どうしが関わり合いながら、より良い屋外広告物景観を目指すための取り組み例などを紹介しています。

対象範囲については、令和4年度としては、市の上位計画やワークショップでの意見を踏まえて、記載の範囲としてまとめました。その中で、令和4年度に検討を進めた、松戸駅周辺の特徴的な景観を示す、記載の、「松戸駅西口・駅前大通り」、「きてみてまつど通り」、「松戸駅東口」の3つのエリアを、「重点的に景観形成を図るエリア」としております。

松戸駅周辺エリアの景観づくりの方向性としては、本市の顔にふさわしい魅力や賑わいを高めるまちづくりを進めていくことを目指し、景観基本計画における商業地景観拠点の景観づくり方針を踏まえ、「にぎわい」「品格」「思いやり」といったことを掲げて、景観づくりを進めていくとしています。

スライド8から11までは、ガイドラインの内容を一部抜粋したものですので、細かい説明は省かせていただきます。

スライド12について、本ガイドラインについて、第4回審議会にて頂いたご意見の中から、昨年度中にとりまとめが可能なものについてはガイドラインに反映し、引き続き検討が必要なものは、令和5年度以降の課題とさせていただきます。

課題は大きくは2点で、ガイドラインの運用や活用に関することと、地域を巻き込んだ景観づくりに関すること、です。

まず、景観協議の仕組みづくりとして、行政側での計画や条例の中で、地区をどのように指定して、どのような誘導指針を設けて、協議の方法など、効果的な仕組みづくりをしていくか、という事に関する事です。

また、昨年度実施したワークショップやヒアリングを通して、ルールづくりとセットで「支援」も整えていくことが効果的である、といったご意見を受けまして、支援制度の検討も課題の一つとさせていただきます。

地域を巻き込んだ景観づくりについては、地元関係者への周知、普及啓発ということで、協議等の効果的な手法を検討するため、今後も関係者との調整を継続し、また、運用開始を見据えて、大手チェーン企業も含めた地元商業関係者へ説明の機会が必要と考えております。

委員の皆様からも、今後の課題に関してご意見をいただいております。特に、デジタルサイネージについては、注視すべきものであり、厳しいルールが必要なのではないかというご意見もあったことから、令和4年度は、ガイドラインにおいて、デジタルサイネージに関するトピックとして、他市での取り組みを掲載する形でとりまとめております。今年度は、具体的に、デジタルサイネージに係るルールの考え方について、検討ができればと考えております。

また、地区指定に関しては、重点地区の指定に関して、「しなければならない」というよりも、住民が「こういうふうにしていきたい」というような感覚になれるものになると良い、景観資源の周辺で配慮して良いものにしていく、というようなものが望ましいといったご意見、例えば、東口、西口それぞれのモチーフから、まちのコンセプトをつくると、その街のイメージが決まるのでは、といったこと、また、駅前のイメージとして、西口は宿場町があるので商業的なイメージに、東口は戸定邸があるのでしっとりとした感じがほしい、といったご意見を頂いております。

今後の取組に関しては、大手企業、チェーン店へのアプローチに関して、本店の意向を確認する必要があるがそれにはハードルが高いのでは、といったご意見や、駅デッキ上の広告物など、公共から率先的に、目に見える形での取り組みを進めるべきといったご意見、広告物について、街のイメージが高まるような、うまく活かせる取組ができないか、といったご意見を頂いております。

続いて、令和5年度の検討内容についてご説明いたします。

さきほどご説明いたしました、課題とさせて頂いた事項を踏まえて、令和5年度、引き続き検討を進めます。

具体的には、松戸駅周辺エリアの屋外広告物の景観誘導に関して、景観条例及び景観計画に位置づけ、効力を持たせると同時に、よりよい景観誘導の仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

そのため、今年度は、他都市事例に関する情報収集や、地元との調整を図り、審議会の方にもご報告をさせていただきながら検討を進め、それらを踏まえて、令和6年度以降の、松戸市景観計画の改定、景観条例の改正に向けた検討に活かしたいと考えております。

地区指定に関しては、令和4年度の検討では、ガイドラインに記載のとおりとしましたが、今の対象範囲を基本として、本日の審議会でのご意見や、周辺の景観資源やまちづくりの動き、景観誘導施策の検討を進めた上で、次回の審議会までに、考え方を改めて整理したいと考えております。

屋外広告物の表示等に関する指針に関しては、令和4年度の取組も加味した上で、松戸駅周辺エリアにおいて設定すべき、形態、意匠、色彩に関する指針について検討を行い、景観計画の方に反映したいと考えております。

また、昨年度、ワークショップや関係者ヒアリングで頂いた意見の中にもありましたが、主要な通り沿いなど、特に他のエリアとの差別化を図る必要があって、独自のルールを定めることが妥当とされる場合には、関係者の意見等も踏まえた上で検討できれば、と考えております。

景観誘導方策については、地区指定に関すること、景観に関する協議の仕組みや実施方法に関すること、支援制度に関することについては、他都市の取組事例の情報収集や課題整理を進めながら、検討したいと考えております。

また、運用の開始に向けた、地元関係者への周知に関しても、より良い方策を検討できればと考えてお

ります。

手続きのイメージですが、よりよい景観に誘導するため、現在、松戸市の景観条例において、建築物や工作物、開発行為に関して、法に基づく届出の前の事前協議を実施しております。

この景観条例に、松戸駅周辺エリアの屋外広告物の景観誘導を図るための協議の機会を位置づけていくイメージで考えております。

景観誘導に係る他都市事例として、本市でイメージしている枠組みに関しまして、参考としたい自治体について3つご紹介します。今後も、他都市に係る調査は、ヒアリング等も適宜実施しながら進めていき、審議会の方にご報告させていただきます。

まず、印西市です。

印西市は、屋外広告物に関する規制は、千葉県屋外広告物条例の方で運用しており、市の景観条例に基づく事前協議において、屋外広告物を対象としております。対象規模は、県条例の許可を要する屋外広告物であって、一面の表示内容が10㎡を超えるもの、または、地上からの高さが10mを超えるものを対象としています。

景観計画においては、屋外広告物の景観形成配慮指針を定めています。

次に、神奈川県の変子市です。

変子市も市独自の広告物条例は持たず、市の景観条例に基づく事前協議において屋外広告物を対象としており、景観計画に定める重点地区において、表示面積2㎡を超える屋外広告物の設置等の行為を、景観条例で「特定小規模景観形成行為」に定め、協議対象としています。

また、景観ガイドラインについては、重点地区ごとに策定されており、具体の基準について解説しています。

東京都の世田谷区です。

世田谷区の場合も、区独自の屋外広告物条例は持たず、区の「風景づくり条例」に基づく事前協議において、屋外広告物を対象としています。

原則、高さ10mを超える建築物の屋上に設置され、かつ、屋外広告物の一面の表示面積が20㎡を超えるものを対象としています。

事前協議にあたって、近隣住民への情報提供の実施などを手続きに位置付けているのが大きな特徴となっています。

最後に、今年度の検討スケジュールについてです。審議会における検討は全3回を予定しております。

次回、第2回審議会では、事例の調査を進めながら、事務局案をお示しできればと考えております。

なお、具体的な誘導基準に関することや、景観協議の効果的な手法に関する事など、景観アドバイザー会議の方でもご意見を伺いながら、事務局案の作成を進めていきたいと考えておりますので、ご了承を頂きますと幸いです。

なお、本日、ガイドラインをお持ちいただくように、皆様に事前をお願いしておりましたが、ガイドラインの中身に関するご意見・ご感想がありましたら、併せてお聴かせ頂きますと幸いです。

ご説明は以上です。ご審議の程、宜しく願いいたします。

池邊会長)

ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等、両方、なんでも結構でございますし、また、どこからでも結構でございますので、皆さんからご意見賜ればと思いますがいかがでしょうか。

田邊委員)

今日の資料中の、逗子市と世田谷区の協議に関わっているものなので、ちょっとこの制度について、今後の協議対象と協議方法で参考にさせていただきたいところを少しお話しします。

逗子市の場合は、景観計画の重点地区の中で、屋外広告物も含めて届出の対象にして、その中で協議・調整をしています。

逗子市は町が小さいので、2㎡という、目の前に立つと大きいですが、屋外広告物としては、かなり小さなものから届出をしてもらっています。

ここで屋外広告物の設置等と書いてあり、これには屋内の広告物も含まれていることが非常に特徴的だと思います。駅周辺にできる広告物としてはかなり小さいですが、きちっと協議・調整をしてくるというような枠組みができてるのが特徴的だと思います。

この規模設定というのもかなり重要となります。2㎡となると、ほとんどの広告物を捕捉できていると思いますが、松戸市で2㎡という設定にしてしまうと、相当な件数が協議の対象になると思いますので、こうした広告物の規模感と協議をするマンパワーの調整というのが、ある程度考えなければいけないところかと思えます。

世田谷区の方は、屋外広告物条例自体は東京都の条例を運用しており、区の景観条例の中で協議対象として定めています。今、先行して協議をしているのは、環状7号線と環状8号線で、大きい道路沿いのできるロードサイド店の広告物が主な協議の対象になっています。基本は対面協議をしているというのが特徴で、世田谷区の場合は、広告物の事業者だけではなく、広告主の方、責任を持って対応できる方に出席するようお願いしています。一例として、大手の中古車販売店で、1回目は広告業者だけが協議に参加しましたがうまくいかず、屋外広告物の協議としては珍しく2回目の協議を行いました。そのときは、その会社の出店関係の責任者である役員の方に来ていただいて、できること・できないことについて協議し、一定程度配慮していただき、協議が決着したというようなこともありました。

その時の広告物事業者の方というのは、地方で屋外広告物業を営んでいる方でした。屋外広告物の業界では割と多くあることで、市内に設置するが事業者は遠方の方とか、チェーン店の広告物を全部請け負っているの、事業者が近い場所にいるとは限らない。

企業にとっては、ブランドであることや、マニュアルに沿って実施しているものである等、それを変えるというのは難しい部分もある。こうしたことも踏まえて協議のやり方も工夫する必要がある。看板一つ変えられないというようなことが普通にあるということ意識して、この協議の対象とか方法を設定するというのが必要ではないかというふうに思います。

池邊会長)

ありがとうございました。私も逗子市の都市マスに関わったことがあります。やはり逗子市や世田谷区では、区民の方や市民の方が、顔となる場所を自分たちのまちとして誇らしいものにしていきたいという気持ちが非常に強い。こうした想いがある場所に対しては、オーナーさん等も、これに逆らってまで派

手だとか大きいものを作ると、会社の名前を汚してしまう、ということにもなりかねない。そういった部分もあって、うまくいっているというように思っています。

松戸市の場合、今の検討範囲は広いですが、何かしら一部でもきれいになる、こんな風にするこのように良くなる、といったことを市民やオーナー、広告業者などにもわかりやすくすると、意識も変わるし良いと思いました。また、協議調整の対象規模をどうするか、ということに関して、現在アドバイザーが2名と少ない状態に対応しているので、景観のアドバイスをしっかりやっていくとなるともう少し人数を増やしたほうがいいのかという感じがします。これは今後の課題としたいと思います。

田邊委員どうもありがとうございました。それでは他の委員の方、ご意見、ご質問いかがでしょう。

阿部委員)

この会議の前に、20年ぶりぐらいに、駅の周りをご案内いただきました。率直な印象として、約20年前とほとんど変わっていない。

無電柱化された場所、アーケードが撤去された場所など、すっきりした感じはありますが、懐かしい風景と感じました。いいことか悪いことかは別として、たぶん住んでいる方、商売されている方、たまに来る方などにとって、松戸駅前の風景というものが染みついてしまっていて、善し悪しの判断基準がないのではないかと思います。ですので、手続きなども重要ですが、まずは良いものを示す、質の高い広告物はこういうもの、といったことが大事だと思います。広告物だけではなく、お店と連動して、こういうものもいい、というものが少しずつ蓄積していかないといけないと思います。先ほど市長もおっしゃられていましたが、劇的に変わらないものですので、積み重ねのきっかけとしてそういうものがあれば、と思ってまちを見てまわりました。例えば、旧街道沿いで、古い建物でサンドイッチ屋さんが提灯型の看板を出していましたが、他にもあるかと思いますが、まずは規範となるものを見せていくことが大事かと思います。

いいものを少しずつ押し出していく、ということと、とんでもないものを出さないようにする、ということの両輪で運用していかれたほうがいいかなという気はしました。小学校の頃からある回転ずし屋だったり、屋外広告物はすぐに目に入ってきて、大事な要素ではあるけれども、その背景にあるまちづくり、地域づくりと切り離さないようにしながら運用していくのがよいと思います。そういった意味では、ワークショップを実施してまちの方向性なども議論されたうえで提示されていると思いますので、運用するには常に立ち返って、善し悪しを判断するといいいのではないかと思います。

池邊会長)

ありがとうございます。

松戸市の場合、デッキで広告物の見え方が変わる。東口と西口の違いもあり、例えば西口側にある5mの看板と東口側にある5mの看板では、全く違う、西口のデッキからは遠目にみえるけど、東口のデッキの上では迫ってくるように感じる。視点場からどのぐらいの距離があるか、それによって大きさはどうか、なども決めていくべきなのかと思います。

松戸市の一番の特徴は、デッキがあって、みんなデッキを通っているということ。デッキからの見え方は一つのポイントになってくるのかと思います。

宇津宮委員いかがでしょうか。

宇津宮委員)

松戸に住んで50年以上になります。松戸駅は学生のころから利用しています。デッキがなかったころ、伊勢丹もない時代を見てきました。昔はデッキがなくて駅前ロータリーで松戸祭りとかステージつくてやっていました。その頃看板はあまり見ていませんでしたが。デッキができてちょっと暗くなってしまったのかなってというのは子供の時に感じました。

あと、松戸の町自体に、今お話がありましたけど、古い建物と新しい建物がかなり混在しているんですね。それぞれ皆さんご商売をやられていて、どうしても看板・広告物をいろいろ考えているのでしょうか。新しいところはどうしても目立ちたいというものがあるけどどうしても奇抜で大きいものになる。今お話にあったようにどうしても目立ちたいというものがあるようで、結構乱雑に、東側はちょっときつかなど。看板が大きく見えますね。なので、屋外広告物がこういうものでもちゃんとアピールになるんですよ、というような事例が何件かあれば、こういう考え方もあるんだと。ワークショップ等でも、こういう考え方でこう見えるものについて、皆さんどうですか、というような問いかけもいいのでは。こうしていけば少しずつかもしれないですが、意識が変わっていくのではないかと思います。

池邊会長)

デッキがなかった時代をみていたのですね。

宇津宮委員)

新松戸駅がなかったころで、なかなか編入できなかったので電車で北小金から通っていた、という時代でした。新松戸の変わり方の激しさ、というものを身にしみてわかっています、こんななっちゃうんだというのがね。

池邊会長)

松戸も、直接まちに来る方と、最近では北総線で矢切のほうに来てしまってそのまま東京都内に通勤している人は、あまり松戸駅前のこういう景観の見られ方というものは知らないで済んでしまう。そういうファミリーも多いのではないかな。私も住んだことがあるのですが、結構環境的にもよく、川も近くて子育てするにはいいのかな、と思います。

駅前というのは難しい。おっしゃるように歴史的なものが元はあったのですがなくなってきている。さきほど阿部委員がおっしゃられたように、最近は古民家とかを利用して若い人が起業するというか、それを利用した店舗なんかも出てきていますので、そういうものに期待して、ちょっと新しい事例ということで出していただければと思います。

そんなことで、事業者側のご意見として入江委員お願いします。

入江委員)

商工関係者の代表といいますか、責任重いかなどは思うんですけども。

3回のワークショップのご意見をみて、少しほっとしたところがあります。商店街の人、それからビルオーナー、不動産関係の方がたから、ちょっと前向きな意見が出ていたということで、このワークショップをもう少し続けていったほうがいいのかなというような感じを受けました。

あと、令和9年4月に駅の第二期のビルが完成するという予定になっており、駅のほうの要素も少し変わってくるということになります。それにあわせて、一か所駅が良くなればまわりの商店街も良くなるという風にしていきたいなというように感じています。池邊先生がよく言ってらっしゃいます品格があっ

て思いやりのあるまちというのは、地位が高いということなので、駅周辺の人たちがどれくらい同じ意識を持っているか、たぶん文化というのは価値観、住んでいる人の価値観がどこにあるのか、周りの事業者も含めて住民がどういう意識で松戸のまちをとらえているかによって、いろんな広告も少し控えめにしようか、とかいろいろこのように統一しよう、ということもみんながそれいいよねというふうな意識になるかと思います。ワークショップで少しずついい方向に持っていけるようにつなげてもらって、なおかついい広告物をだしてもらえ事業者にはその補助も出すという両輪でやっていくしかないのかなというように感じました。

池邊会長)

ありがとうございます。

今おっしゃられた品格とか格調とか、すごく大事なことで、金町が綺麗になりましたけれども、昔の金町とは大分イメージが変わってきている。柏は柏の葉は別格としても、柏の駅そのものはやっぱりまだごちゃごちゃとしている部分を抱えているという意味では、似たり寄ったりな部分はある、ただ、駅からそれがすごく見えるかということ、そうではないので、その辺りもあるかなというふうに思います。

令和9年っていうものを一つのターゲットにして、それに向けて皆さんが、品格のある、格調の高い松戸、私なんか自分の学生の頃は、都内から松戸に来て一戸建てを持つ人たちというのは、霞が関から30分で来れるという非常にステータスがあったと思うんですね。ですから千葉よりずっと松戸は近くて非常に良い場所だったし、その頃は街道筋の歴史的な町並みも非常によく残っていたので、私も花火とかもそうですけど歴史的な町並み、坂川のあたりを歩くのが好きだったのですが、今はそういう建物がなかなか保存できなくて残っていない。いや、数が少なくなってきてしまったので、できれば今あるものだけでも、何かしらの形で残せればいいのか、と。そのあたりもこういう景観を地区指定みたいなものの中で誘導するというような。

先ほども市の方からご説明がありましたけれども、景観の重点地区とか景観形成地区っていうものを、規制をかけるというのではなく、自分たちがいいまちにしたいからこういうような規定の下でみんなでやろうよ、というそういう意識を、例えば戸定邸に行くまでの道の方、坂川のあたりやきてみてまつどのメインストリートの方々、そういう方々がそういう意識をもってやっていただけるといいのかなと思います。

あと何か私は緑の方の専門でございますので、こんなに駅の中に緑がない、緑も花もない、ずっとこう千葉大があり学部がありながらやってないので申し訳ないのですけれども。壁面緑化もない、プランターもない、ちょっとそういう意味ではかなり寂しいまちになっている。そういう意味も含めて、緑が溢れていること。そういうところはSDGsで、各企業さんなんかも意識があると思う。先ほど本社へのヒアリングっていう話がありましたけれども、各支店ではできなくても、本社に行った時に、CSRやSDGsでそういうものができるっていう話があれば、それに、市の方で補助金みたいなものを上乗せして、いい事例をつくるっていうか、そんなことが、例えばきてみてまつどの通りでちょっと良い事例ができるのか、東口のどこの部分に事例ができるのかっていうような、何か少し重点的に、ねらい目をつけて何かやるっていうのが、何かできないか。この2年間で少しでも、こういうふうにと変わると変わるねっていう、なんかそういう良いねっていうものができて、それこそ写真を撮ったらいいねがもらえる、あのような場所が作ればいいのかと、いうふうに思います。

他に何かございますか。

今日は議題としては、一応これのみとなっていますので、或いは何か他の地域でこんな地区がある、聞

きに行ったらどうかというようなご意見がありましたら。なかなか松戸のようにデッキがあって、それなりに人口がいるというまちで、同じようなまちというのを私も調べてみたのですがなかなか事例としてなくて、ここに聞きに行ったら、というものがなかなかないのですが。皆さん、そういう何かありますか。

阿部委員)

遠いですけど仙台なんかどうしてるのかなっていう。規模は全然違いますが、周りにいろいろある。

あと大宮なんかもどうしているのか、というのを私も知らないですが、もうちょっと調べてみるのはいいかもしいかなとは思いますが。駅前広場を囲う形でデッキがあって、商業施設が立地している。同じような構造。ただ、なかなかこう東西両方っていうのはないですね。

池邊会長)

東西両方っていうのが本当になくて、片側だけだと仙台とか大宮とかもあるんですけど両方っていうのは少ない。

阿部委員)

多分、おんなじようなやり方なのか、ちょっとメリハリつけるのかっていうのがあると思いますし、規模感とかまちの様子も若干ちょっと裏表っていうわけじゃないですけども、雰囲気も違いますし。

運用にあたって、もうちょっとメリハリつけるってのもあるのかもなとは思いますが、なかなかちょっとこれぞっていう事例があるかな。

池邊会長)

私もこの委員会までに何かあるかなと思ってちょっと自分でも調べたり、自分の経験の中でも思ったんですけど、なかなかなくて。

阿部委員)

デッキ自体も、なんというか変な話ですけど、そろそろ文化財、みたいな。戦後のペDESTリアンデッキがはやった時代に作ったところっていうのは、だんだんだんだん、今、なくしていっています。希少価値も出てきている。

池邊会長)

さっきおっしゃられたように暗くなるみたいな感じで、防犯上よくないとかそういう話もあって、何て言うのかな。

阿部委員)

なんかいろんな多面的なとらえ方もできるので、あんまりこう何か、これは駄目あれは駄目っていう駄目駄目目線じゃなくて、なんかこう、駅から見ると看板でも、こういうのもありかなっていうぐらいの、多少おらかな気持ちで見ると、松戸の特徴も見えてくるのかなあとも思います。もうちょっとこう運用してみると、何か気づくことってのもあるのかもしれないなと思いますね。

あとはそうですね、あと重点地区って景観形成の重点地区でしたか。屋外広告物ではなく景観計画の重点地区でしたか。

事務局 岩原主査)

条例で規定しているのは住民発意型の地区指定で、名称としましては景観形成推進地区という名称で、住民側の協議会をつくっていただきそれを市長が認定するというものです。

阿部委員)

もしかすると新しい枠組みをつくるかもしれない、ということですか。

事務局 岩原)

行政が主導で地区指定をしていくということであれば、条例に規定がありませんので、新しい重点地区の仕組みをつくることとなります。

阿部委員)

スライドの 19 にある（仮）重点地区等というのは新しい枠組みでつくることか。

事務局 岩原主査)

協議会をつくって市長が認定するところまで、という形まで調整できるかどうか、今の段階ではわかりませんので。

阿部委員)

なんというか、屋外広告物型重点地区っていうか、何か建物はそれなりでここは広告物を重点的にやりますよっていうような、なんかちょっとメリハリつけるっていうのもいいのでは。教科書通りにやってくとなかなか動かないこともあるんじゃないかと思います。もう突き抜けちゃうっていうのか。屋外広告物型重点地区みたいな取り組みもいいのではないのでしょうか。

池邊会長)

私もそう思っていて、基本的にはこの 19 ページが、この屋外広告物のガイドラインの適用範囲という形で、今とりあえず松戸駅の東口と西口と囲んでいるという感じで。

これを例えば、東口だと戸定邸までを延長するかとか、そうすると西口の方も松戸神社とか、本陣跡とかそういう歴史的な部分も含んでいるので、そこまで入れてくるかどうかっていうような感じで。

そうすると、全部を阿部先生おっしゃるように、建物も全部って話になると難しいけれども、屋外広告物だけだよっていうことになると、それでもいけるのかなっていう感じはしてますし、そこで良い事例ができれば、周りの住民の方も、いい形に持っていただけるのかなという感じはしています。

田邊委員)

私は届出と事前協議を、少し枠組みを分けたほうがいいかなと思います。

今の範囲って比較的広いので、届出を受けるのはいいんですけども、一つ一つ丁寧に協議をやっていこうとすると、これは大変で大変です。ある程度の規模にならないと、協議の対象にならないということだとすごくその結果が薄くなっちゃう。

先ほど先生がおっしゃられたように、やっぱりデッキが両方にあるっていうことがこの都市構造として

は非常に大きな特徴なので、例えばデッキに面している敷地だけは事前協議がありますよ、それは本当に小さな 2 m²ぐらいからやりますよってというような枠組みにしておいて、他の部分は届出とか、少しメリハリをつけて、結果がちゃんと形になっていくように、仕組みづくりをつくっていったほうがいいかなというふうに思います。

屋外広告物での成果が出ているかっていうと、なかなか難しいところあるんですけど、藤沢がやっぱり駅の両側がペDESTリアンデッキになって、なおかつ、古い、旧宿場町ですし景観の取り組みも非常に古くからやっていますので、協議の制度とかは、藤沢市がわりと参考になるかなというふうに思います。屋外広告物でそれほど、顕著な成果が出ているかどうかというのはちょっとあやしいところありますがかなり精力的に取り組んでいる都市ではないかなと思います。

池邊会長)

そうですね、藤沢市はそういった意味では、日経新聞の森野さんなんかも頑張っていたので、結構何十年もかけて、いいものをつくっているというふうに、思っています。

田邊委員)

ちょうど松戸と同じようにデッキの工事をやられたばかり。

池邊会長)

それと市の方にお伺いすると結局デッキだけが市が何かできるっていう場所なので、何かデッキの中にちょっと綺麗にするとか、壁面緑化できるとか。なんかそういうふうな、変な話、いいものを作ると、その隣にある悪いものは、より悪く見えるっていう。やっぱり、何かいいものを作ったら、何かこれ引っ込めなきゃいけないのかな、という感覚を、やっぱり人間なので、持っていただけるのではないかなという感じなので。

今、田邊委員がおっしゃられたように、とりあえずデッキに面してる広告物に関しては、これから先、塗り替えとか、それから新設とかの時に必ず協議に来ていただくということと、それからその際に、さっきおっしゃられた世田谷の方のように、やっぱりオーナーの方というかやっぱり広告物を出す方に来ていただくこと。やっぱりこれは非常に大事だと思うんですね。

広告物を作る方は、やっぱり自分のデザインするので大きいほうがいいし、いろいろ派手に作りたいけれども、やっぱり会社さんがどういうイメージを植えつけたいかっていう部分はまた別だと思うので。あとコーポレートカラーとかいろいろありますし、そういった意味では、両方来ていただけるような仕組みっていうのを、今後年間の中で、このガイドラインの中の届出や、協議の仕方みたいなものを、運用ですね、運用の内容みたいなものを少し、今お話のあった、いくつかの都市をプラスアルファで少し聞いていただいて、それで参考になりそうなところを使うっていうのと、松戸でとりあえずどっか実験的に、ご協力いただければ、看板を東口と西口とで 1 個ずつでもいいので、ちょっとこう変えるとかっていうことができれば、一番いいのかなという感じはしています。

田邊委員)

藤沢はペDESTリアンデッキを改修したんですけれども、その運用の仕方もぜひ見に行かれるといいかなと思います。ちょっとした緑陰空間があって、芝生広場があって。そこで高校生がすごい青春してるんですよ。もう夕方になるとすごく集まってきて、そこでお茶を飲んで談笑したりとか、やっぱり地元の子

供たちにそういう使われ方をしてるっていうのを、先日、目の当たりにしてきてなかなか今こういう空間ってないなと思ったんですけど、やっぱりそういう人が集まる場所ならではの作り方っていうのがすごく参考になるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいなと思います。

池邊会長)

ありがとうございます。

そういう場所ってすごく大事で私が陸前高田にずっと行ってた時に、一関まで送っていただくと、一関の駅前にやっぱりペデにあがる場所があるんですけど、その下にちょっとした飲食と空間があって、そこにまさに高校生や中学生が自習してるんですよ。しかも楽しそうに談笑しながら、みんな本当に真面目に、教材出して、そこで勉強してるんですね。だから自習室とか図書館とかが、なかなか身近にない場合にはその駅が、みんなの憩いの場所になってるみたいなのところもあったりもするので、できれば、そういうような空間がね、できるといいのかなあという感じもいたします。

私は東口のゲームセンターのあたりが、そういうふうに本当に変えられればいいのですが。昔はイタリアントマトが入っていて、私はよくケーキを食べに行ったりと、そんなような駅ビルだったんですけども、駅ビル全体がああいうふうになってしまうと、ちょっとあれなので、ああいう1階がちょっと、例えばそこに戸定邸の説明ができるとか。西口の方はそういう観光案内みたいな、そういう部分を市の方で作ってらっしゃいますけれども、東口の方はそういう部分がないので、できれば本当にあそこの一角、全部とは言わないですけども、駅前の一角、二階でもいいんですけども二階の一角でもいいので、何か戸定邸の案内みたいながあると、戸定邸に行かれる方も増えるのかなあという気がしますので、ぜひそんなことも、考えていただくとありがたいと思います。

何か市の方、ございますか、こここういうところを聞きたいとか、何か。

事務局 岩原主査)

ありがとうございます。

ほかにも参考にできる事例があれば、ご助言をいただきたいと思います。

それから、東口と西口ですが、東口と西口の差というか、今後どのように検討を進めていけばよいのかご助言いただければと思います。

池邊会長)

そうですね。

東口と西口の違いうっていかねそれをどう出していくのかっていうのは、まさに住民の方も巻き込んでやっていかないといけない。あとビルオーナーさんも巻き込んでやっていかなきゃいけない。

入江委員どうですか。

入江委員)

東口と西口は、市の方では、東西シンボル軸として同じ扱いをしてるんですが、東口の方はその上に、新拠点ゾーンを設けているということ。東西シンボル軸の違いみたいなのは、多分なかったと思います。

シンボル軸でも、東口はこう、西口はこういうふうにしていきたいんだっていう、もう少し計画の中で出してもらって、そういうものができるように、指針が一つあればいいかな。そんな気はしますね。

池邊会長)

そういう指針は商工会の方にご参加いただくとかっていうことはあるのでしょうか。指針づくりみたいなところに、入江さんのような方が1人、例えば西口の商業担当など。

入江委員)

商業担当という形で担当者がおりますから、商店街と密着に仕事してる者もおりますので。

池邊会長)

商店街を代表してあんまり厳しくとらえなくて、懇話会みたいな形で、ちょっとご意見を賜れるような会でもいいのかなと思います。

入江委員)

今、新拠点ゾーンはなんか、どうもすぐには進まない、というか進みそうもないんで。

池邊会長)

そうなんですね。わかりました。

その辺は市の方と入江先生の方がよくご存知だと思いますので、ちょっとその辺りも含めて、ちょっと東口と西口のやり方っていうんですかね、少し見え方も全然デッキがくっついてる、くっついてないっていうの、違いますし。あと西口の方はやはりバリアフリーで、少し、手を入れたりもしたので、やはり大分近代的な印象にもなっているので、それに比べるとちょっと東口の方は、暗い部分も含めて、ちょっと厳しい部分があったりもするので、その辺り、この審議会で議題として、1回東口と西口のやり方とかコンセプトだとか、そういうものについて少し審議する機会を持つ必要があるのかなというふうに思っております。

去年ワークショップでいろいろご意見いただいたので、それも参考にしながら、できるのではないかなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと私はやっぱり一番印象に残ってるのはもう、五、六年前ですけどもこちらの委員会で文化の委員会に出させて、ここの部屋でやっぱりやってたんですけど、その時にやっぱり市民アンケートの中で、やっぱり一番なんていうか恥ずかしいとかいやなのが駅前だっていう、市民アンケートがあって、他のところは、歴史的な街だとか、いろんないい資源があるけれども、それに見合う駅前になってないっていう、やっぱり駅前を何とかして欲しいというご意見が非常に多くて、それは何とかすべきじゃないかというご意見がやっぱりあったので、やっぱりできれば先ほど市長さんがおっしゃられたように、駅の顔でございますので、そういう形でも考えていければと思います。

さっきお話の出た藤沢、大宮、仙台などもちょっと参考にしながら、仙台私が緑の審議会の委員をやっているのとあと、実は、千葉大造園職がたくさん来たりもするので、何かあればちょっと繋ぎはできるかと思えます。

ほかになければ、ちょうど時間的には次の、報告事項に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。はい。ありがとうございました。

それでは報告事項について事務局よりご説明お願いいたします。

事務局 菊地)

事務局より、3点、報告事項がございます。
それぞれ、担当よりご説明させていただきます。

事務局 大平技師)

報告事項1 都市景観表彰について説明いたします。都市計画課大平です。

景観表彰につきまして、市民や利用者の皆様の景観づくりに対する意識の高揚と、景観形成の取り組みの推進を目的として、都市景観条例に基づき、平成23年度から実施しており、今年度で11回目となります。

こちらは開催スケジュールと審査対象年度をまとめた資料です。実施状況ですが、令和3年は、屋外広告物の許可申請があったものを対象とし、景観表彰を実施しております。

令和4年度は、重点募集地区を設定した上で、公募を行う景観表彰を実施しました。

今回の令和5年度の景観表彰は、景観法に基づいて、すでに届出があったものからの選考を予定しております。対象とする期間は、周辺環境に馴染んでいるかも重視するため、令和3年度、令和4年度と令和5年度に届出あったものを、選考の対象から除きまして、平成30年度、31年度、令和2年度に届出があったものを対象とします。

次に景観表彰の流れで、今回の景観表彰の対象となる平成30年度から令和2年度までに行われた届出の件数は260件となっております。

まず担当である都市計画課で、対象の絞り込み案件ごとの点数化を行いまして、他の部署での法定チェックを行い、市役所庁内における表彰候補の確定を行います。

その後、専門家に審査を依頼し景観審議会において受賞者の最終選考をお願いしたいと考えております。以上が令和5年度景観表彰の説明となります。

事務局 山下主査)

続きまして、報告事項2 松戸駅周辺公共サイン整備計画についてご説明させていただきます。

画面のスライドの方をご覧ください。

松戸駅周辺公共サイン整備計画について、こちら目的といたしましては、松戸駅周辺地区において、良好な景観に資するための公共サインの整備を3カ年計画で予定しております。

整備スケジュールとしましては、令和5年度に整備計画の策定、令和6年度に実施設計、令和7年度に設置工事を予定しております。

対象範囲といたしましては、松戸駅周辺の都市再生整備計画の範囲としておりまして、北側は松戸市役所の竹ヶ花別館、南側は千葉大学園芸学部、坂川の周辺の範囲までとなっております。

そして、今年度の業務内容といたしまして、1. 対象地域の現況特性の把握と評価、2. 既存のサイン等の配置や表示内容等の把握、3. サインの適正配置の検討、4. 庁内関係所管との協議調整。

また、関連計画事業としまして、松戸駅周辺まちづくり基本構想。松戸市公共サインガイドライン。また、平成30年度31年度総合事業として行いました公共サイン改善事業。水と緑と歴史の回廊マップ。これらとの整合を図りながら、計画をしていきます。

1番から3番につきましては、現在業務委託を実施しております。

4番につきましては、現在、庁内の関係所管、全庁的に希望調査を実施しておりまして、今後の協議調整については、景観形成庁内調整会議をもって検討していきたいと考えております。

景観審議会におかれましては今後進捗が進み次第またご報告等を差し上げたいと考えております。

以上でございます。

事務局 岩原主査)

報告事項 3 松戸市景観アドバイザー会議 事業完了案件の報告について、ご説明させていただきます。

景観アドバイザー会議は、年間 10～20 件ほど開催しており、ここ 2 年で工事が完了したもののの中から、6 件ほど選びましてご報告させていただきます。

北部小学校は、住宅地に囲まれ、川に近接した環境に位置し、複数棟ある校舎は、何年かおきに順次改修が行われており、このときは特別教室棟ということで、このあとに、北側第一校舎及び中央管理棟も順次改修を予定しているということで、この会議の結果を今後の全体的な色彩計画の基本としたいということで会議を開催しました。

当初は、建物の凹凸を活かしたアクセントをと考え、柱型、庇部分、パラペット立ち上がり部分も検討していましたが、ご助言としては、他の校舎とのバランスを考え、基本的には階段室のみのアクセントが良いのではということと、また、今後の計画として、第一校舎についても階段室にアクセント色を配し、管理棟には全体的に色味をつけるとバランスの良い色彩計画となるのではということと、アクセント色は、基調色 2.5Y8.5/1.0 に対して 10YR7/3 や 2.5Y8/4 あたりを選ぶと、明るくなじんだ建物になるのでは、などの考え方について、ご助言をいただき、改修を行いました。

二十世紀ヶ丘保育所は、低層住宅、公園、畑に囲まれた閑静な住宅地という環境にあります。緑豊かな環境にありながら、子供たちから好まれる施設となるような色彩計画についてご教示いただきたく、会議を開催しました。

当初は、基調色に対して手すりや庇、屋根型にやや強い対比となる色を配し、避難滑り台には子供たちが好むような鮮やかな色を配する計画となっていました。ご助言としては、元々の建物は色味を持たせずに手すりや外構等にアクセントをつける計画となっており、改修の際もその計画に従うのが良いといったことや、子供たちが好む色というのは、赤、青、黄といったものはやや古い時代のものであるため、変更した方が良く、いくつか色を決めて、アーチや門扉はその色から組み合わせると良いということ、避難用の滑り台については、目立つ色を使うと子供たちが集まって遊んでしまうので、外壁と同じ色にするのがよい、などの考え方について、ご助言を頂き、改修を行いました。

古ヶ崎第二保育所は、低層の住居系市街地でありながら、江戸川に近接、また、農地もある、といった環境に位置し、流山街道からも良く見える位置にあるので、かつてはピンクの建物が印象的でしたが、改修に先立ち、水と緑が豊かな環境に立つ保育所の色彩計画について、ご教示いただきたく、会議を開催しました。

外壁の色彩について今までが鮮やかな色だったゆえに落ち着く方向にあるのは良いが、一色だけだと従来の楽しい色から暗くなってしまったと思われる可能性がある。階段及び遊具倉庫の凸部分の色は変えた方がよいといったことや、鉄部を水色から N9 の白色に塗り替えるのは妥当であること、外壁の色彩の組み合わせは、提案の 5YR8/2 に対しては 5YR7/4 あたりを選ぶと、白の鉄部をきれいに見せることができるといったこと、煙突のひよこの形が特徴的なので、従来の明るい色を残した方がよいが、黄色は従来の 5Y8/13 ではなく 10YR7.5/14 がよい、といったご助言を頂き、改修を行いました。

六実消防署は、平成17年に国内で初めて消防救急車が導入された署であり、消防・救急活動により、市民の安全安心を担う施設として、住宅地の周辺環境に調和する色彩計画についてご教示いただきたく、会議を開催しました。

当初の提案色は、建物全体をやわらかく見せる配色となっていました。ご助言としては、分節化については、建物はそれほど大きくはないものの、住宅地に立つということからすれば、塗分けについては妥当性があり、また、消防救急車が初めて導入されたということに立つと、少し現代的に見えるような配色が良いのではと、今の提案よりも、彩度を抑えて10YR8.5/0.5及び、濃い色の方は赤味を抑えて2.5Yもしくは5Y5/0.5あたりにすると、よりモダンな感じが高まるのでは、といった色彩の考え方についてご助言をいただき、改修を行いました。

二十世紀が丘市民センターは、地域のコミュニティ活動などの用途に設置された施設で、他の市民センターについても順次バリアフリー工事が行われており、アドバイザー会議での助言による色彩計画にて改修が行われています。今回は、人や車通りも多い県道沿いである一方、周辺は住居が広がるエリアであることから、周辺環境に調和する色彩計画について、ご教示頂きたく、会議を開催しました。

ご助言としては、住居系の環境における施設であって、建物の形態に合わせて、パラペット部や庇等、分節化を行うという考え方は良いが、やりすぎると古くさい印象になるので注意すること、また、センターを訪れる人が通るということで、出入口の庇部分も分節化すると良いといった色彩の考え方についてご助言をいただき、改修を行いました。

最後に、松戸市リサイクルプラザ新築工事です。当該地は、松戸市北西部の流山との市境の市街化調整区域に該当し、近接する流山街道は一定の車の往来がありますが、当該地は農地に囲まれた環境に位置しています。また、施設の機能として、ごみ処理作業・持込スペースのみならず、再生家具展示スペースや研修室を備え市民が来訪する機能を有するものということで、周辺の自然環境や、地域と共生できる清掃施設となるような色彩計画について、ご教示いただくため、アドバイザー会議を計4回開催いたしました。

いただいたアドバイスとしましては、最終的に何をめざすか、建物の外装で先進的なリサイクル施設をみせるか、時代性に影響されない、落ち着いた目立たない施設をめざすか、そういうところでデザインの考え方が変わってくる、新しい印象のリサイクル施設を目指すなら、グレイッシュな方向でまとめてみてはどうか、というご助言を踏まえ、彩度を抑えた計画としました。

また、壁面は、建物のボリュームごとに色を分けていくのが自然な考え方であるというご助言を踏まえ、一番高い部分の工場・管理棟を、モザイク状にデザインする手法について検討し、濃・中・淡・白の4色、それ以上やってしまうと恣意的になってしまうことがあるので、といった注意点をいただきました。

他には、来訪者が必ず通るところについては、親しみやすいデザインを取り入れたり、色彩の工夫をしても良いのでは、といったことや、植栽計画について、メンテナンス性にも配慮した上で、コンセプトが感じられるようゾーニングを行い、四季の風景がどう変わるかを検討し、季節により緑が無くならないよう配慮が必要、色彩計画のコンセプトについては、後々、塗り替えなどを行う際に参考になるよう、残しておいた方が良く、といったことについてご助言をいただきました。

アドバイザー会議でのご助言を踏まえ、事業者による搬入だけではなく、市民が直接来訪する機会が多い施設ということで、外壁のデザインについては、明るく清潔感を与えるとともに、親しみを感じさせる

工夫も交えて、色彩計画となるよう配慮いたしました。また、内装については、モダンな中にも、あたたかみのある雰囲気となるよう工夫が施され、写真のような施設が完成しました。施設内のサインについても「公共サインガイドライン」の基本デザインを踏まえて計画されております。

直近、令和3年度、4年度の景観アドバイザー会議開催数ですが、

令和3年度は、公共事業21件、民間事業6件

令和4年度は、公共事業15件、民間事業1件について開催いたしました。

今年度も、既に6月に1回、実施済みであり、今後も完了案件がございましたら、折をみて審議会の方で報告させて頂きたいと思っております。以上です。

池邊会長)

今、報告事項、三つあったかと思えます。

最後の件につきましては、アドバイザーの宇津宮委員はこれからやっていただくことになると思えますが、ビフォーアフターで見ると、こんなにアドバイザーの方にご助言いただくことで、変わることができる、分節化だったり、地域に溶け込む色だってあったり、いろんな形のものが、今日、バラエティのある内容をご説明いただいたかと思えます。

今の報告事項3点につきまして、何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

景観表彰はそうするとかなり今回は古いって言ったら変ですけども、年数が経ったものになるってことです。

事務局 大平技師)

平成30年から令和2年までということになります。

池邊会長)

はい。わかりました。じゃあ、その中で表彰がされるということでございます。

ちなみに、阿部委員と宇津宮委員にお話をしたいのは、一昨年は工場の表彰をいたしまして、非常に良い表彰ができたかと思うんですが、物流のロジスティックの倉庫と、それからメリーチョコレートっていうのは日本でも有名な老舗のチョコレート会社ですけれども、その二つの会社さんの表彰ができて。特に倉庫の方は、非常に分節化した、溶け込んだ形にうまくできていて、何と市長さんがこうやると言ったら、CEOのオーストラリアの方がわざわざ出てきてくださったということで、私自身としては、やはり景観に対する考え方っていうのが、そこにCEOの方が出てきてくださって、しかもその方がおっしゃるには自分のところは、各地、確かその当時で11ヶ国でロジスティックの事業を展開してるけれども、やっぱりどこでも古いものを借り受けて、それで自分たちの方で色を変えて、借り手を探していくっていうような形をやっていて、そういった意味ではそういうデザインっていうものには、それなりに地域性を踏まえた力を入れているというようなことを、通訳の方を踏まえてお話いただきました。

メリーチョコレートさんの方は、事業所の所長さんだけだったんですけれども、非常に真っ白な形のもので、地域の中に非常に溶け込んだ形がいいということで、それも表彰させていただいて。それもやっぱり今後のメリーチョコレートさんの全国展開とかそういうものにも影響するものにはなったかなという感じがしております。

今年はまた違った形になりますので、またどういうものが出てくるか楽しみにしております。

それでは特に今の報告事項に対してのご質疑ございませんか。よろしいですか。
ということでございますので、本日の議題については、これですべてとなります。
全体を通じて何かご意見、ご質問ございますか。
よろしゅうございますか。
それではないようでございますので、ここで議事を終了いたします。
以上をもちまして、令和5年度第1回松戸市景観審議会を閉会いたします。
事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

事務局 菊地主査)

池邊会長、議事の進行につきまして、ありがとうございました。

また、次回の審議会の開催時期は10月上旬頃を予定しております。詳細につきましては、改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、審議委員の皆様には、ご多忙の中、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。